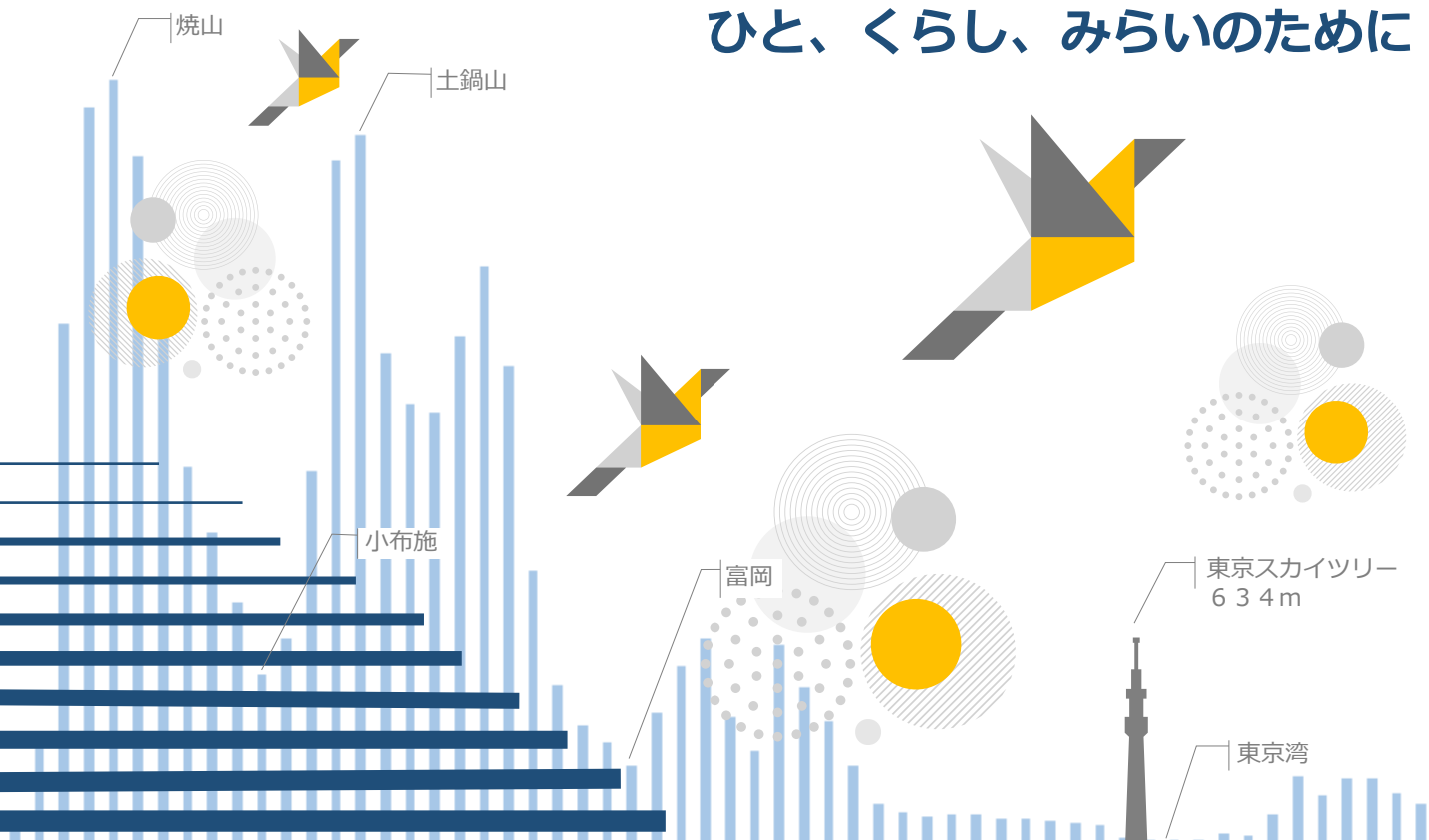


ひと、暮らし、みらいのために



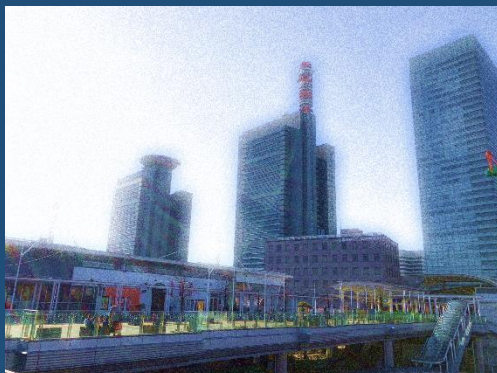
関東信越厚生局は10都県を管轄しています。

グラフは管轄内の、新潟県（糸魚川）と千葉県（勝浦）を結ぶ標高を表しています（出典：地理院地図（国土地理院）データを元に作成）



関東信越厚生局

Kanto-Shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare.



私たちの基本理念

私たち関東信越厚生局は、地域社会の身近な行政機関として、厚生労働省と地域社会の架け橋の役割をはたしつつ、時代の変化に即応した社会保障政策をおこない、将来にわたり国民のみなさまの健康で安全・安心な暮らしをささえます。

関東信越厚生局の主な業務

健康・福祉

- **住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けるために**
 - ・ 地域包括ケアシステムの推進、深化に向けた自治体支援を目的として、情報の収集や発信、各施策の普及啓発、セミナー開催等の実施
- **食の安全・安心の確保のために**
 - ・ 食品等の輸出促進の対策、広域食中毒の防止、登録検査機関の監督
- **地域の皆様が安心して暮らすために**
 - ・ 健康福祉関係補助金等の交付事務
 - ・ 生活保護法等に基づく指導監督等
 - ・ 栄養士・社会福祉士等養成施設の指定・監督等
 - ・ 医療・介護福祉・食品分野等にかかる経営力向上計画の認定事務

年金

- **年金制度の円滑な事業運営のために**
 - ・ 日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等に係る認可
 - ・ 市町村に交付する事務取扱交付金に関する事務
 - ・ 年金記録が事実と異なると思われる方からの年金記録訂正請求への対応
- **被保険者等の権利・利益の救済を図るために**
 - ・ 健康保険や厚生年金保険、国民年金等の加入資格や年金給付の決定に関する審査請求への対応
- **企業年金制度等の健全な運営のために**
 - ・ 確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）の規約承認・認可、指導監督等

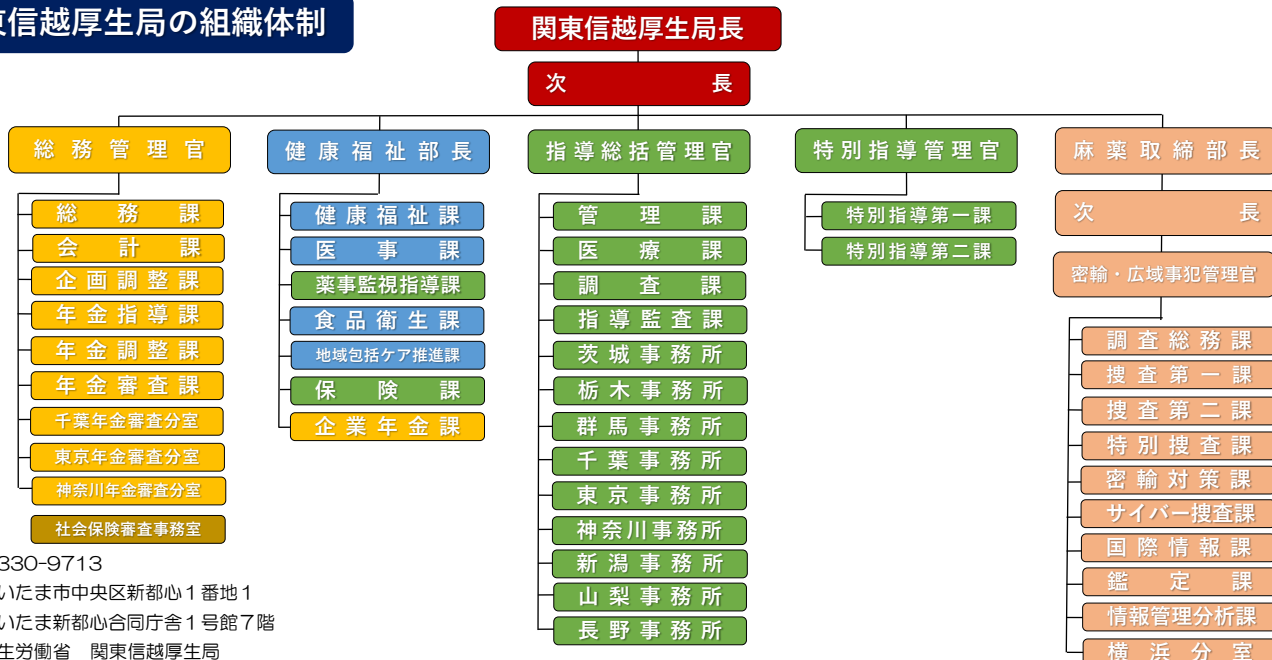
医療・医薬

- **医療保険制度の健全な運営のために**
 - ・ 保険医療機関、保険薬局等に対する指導・監督
- **安心・安全・適切な医療サービス提供のために**
 - ・ 災害時における医療の確保の支援
 - ・ 地域医療構想の達成に向けた取組の推進
 - ・ 医療観察法における継続的かつ適切な医療の提供体制の確保等
 - ・ 医療安全の確保のため、特定機能病院及び臨床研究中核病院に対する立入検査
- **健康保険制度の健全な運営のために**
 - ・ 健康保険組合等の保険者に対する指導・監督
- **医薬品・医療機器等の安全の確保のために**
 - ・ 医薬品・医療機器等の輸入監視指導
 - ・ 厚生労働省が指定する医薬品等の製造業の許可

麻薬取締

- **薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために**
 - ・ 薬物犯罪の捜査・取締り
 - ・ 麻薬取扱者等に対する指導・監督
 - ・ 薬物乱用防止の普及啓発
 - ・ 薬物再乱用防止対策

関東信越厚生局の組織体制



〒330-9713
 さいたま市中央区新都心1番地1
 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
 厚生労働省 関東信越厚生局
 代表電話：048-740-0711（総務課）

●医療保険制度の健全な運営のために●

担当：医療課



特別指導第一課・第二課



管理課



調査課



医療保険制度の運営に関わる保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等に対する指導監督を行うとともに、医療保険者のうち審査支払機関への指導監督及び地域保険の保険者への助言を行っています。

●保険医療機関等への指導監督

〔担当：医療課、特別指導第一課・第二課、指導監督課、都県事務所〕

国民皆保険制度のもと、保険診療の質的向上や医療費の適正化を目的として、保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師等に対する指導を行っています。

指導の形態は、集団指導、集団的個別指導及び個別指導等があり、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等に対して、eラーニング形式、講習会形式又は面接懇談形式等により実施しています。

また、診療報酬等の請求に不正等が疑われた場合には監査（調査）を行い、その結果に基づき、保険医療機関等の指定取消や保険医等の登録取消の行政処分のほか、戒告・注意の措置を行っています。

●指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整

〔担当：調査課〕

指導部門の所掌事務に係る訴訟に関する情報の収集、分析及び連絡調整に関することや当厚生局における保険医療機関等管理システムの運用及び取りまとめを行っています。その他、医療課・指導監督課・都県事務所の保有する情報の公開に関する調整業務も行っています。

●医療安全の確保

〔担当：医療課〕

医療法第25条第3項の規定に基づき、特定機能病院に対する医療安全確保状況に係る立入検査及び臨床研究中核病院に対する臨床研究の適正な実施に係る立入検査を行っています。

当厚生局管内の特定機能病院31病院、臨床研究中核病院6病院に実施しています。

●医療法人等の税制上の

優遇措置に係る証明業務〔担当：管理課〕

医療法人のうち、その事業が、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されていると認められる基準を満たす場合には、特定医療法人として、租税特別措置法により法人税率の特例が受けられます。

当厚生局においては、この要件とされる基準を満たすものである旨の証明業務を行っています。

●審査支払機関への指導監督及び

地域保険の保険者への助言〔担当：管理課〕

社会保険診療報酬支払基金審査委員会事務局及び国民健康保険団体連合会の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として指導監督を行っています。

地域保険の保険者である都県及び市町村（特別区を含む）や後期高齢者医療広域連合への助言を行っています。

●薬物乱用を防止し、健全な社会を実現するために●

担当：麻薬取締部



薬物犯罪の捜査・取締りを行うとともに、麻薬取扱者に対する指導監督・立入検査、薬物乱用防止のための啓発活動、薬物乱用者等を対象として電話やインターネットを介した相談を行っています。

●薬物犯罪の捜査・取締り

覚醒剤の密輸入事犯や増加する大麻事犯等に対し、税関、警察、海上保安庁等と連携して捜査に当たるとともに、海外の関係機関とも積極的に情報交換をしています。

●麻薬取扱者等に対する指導監督

医療に用いられる麻薬や向精神薬が不正に流通するのを防止するため、病院、薬局、製薬会社等に対する立入検査等の指導・監督を行っています。

●薬物乱用防止の普及啓発活動

学校や民間団体等に対する薬物乱用防止講演の講師として、麻薬取締官等を派遣しています。

●薬物再乱用防止対策

薬物を乱用した経験がある方やそのご家族の方などを対象に再乱用防止の支援を実施しています。



地域包括ケア推進課では、地域包括ケアシステムの推進及び深化に向けた自治体支援を目的として、情報の収集や発信、各施策の普及啓発、セミナー等の開催、自治体への伴走支援などを行っています。

●自治体の後方支援としての主な取組

地域包括ケアシステムは、市区町村や都県が、地域の自主性や主体性に基づき作り上げていくことが必要です。当厚生局では、地域包括ケアシステムの構築支援に、局全体で取り組んでおり、地域包括ケア推進課では、都県と市区町村の後方支援として、「つなぐ」3つの取組を進めています。

【開催例】

1. 国（本省）と自治体・地域を「つなぐ」（啓発）

国の制度や関連施策の紹介を行うとともに、地域包括ケアシステムの理念・考え方等についての普及浸透、理解促進のため、セミナーやシンポジウムを開催しています。



地域包括ケア
応援セミナー

2. 自治体・地域同士を「つなぐ」（情報の収集と発信）

自治体・地域の好取組事例を「ヨコ」展開していけるよう、情報収集を積極的に進めるとともに、効率的・効果的な情報発信に取り組んでいます。



地域包括ケア
事例研究会

3. 地域づくりの視点で、福祉分野と他分野を「つなぐ」（連携）

地域づくりの視点で必要となる他省庁の所管に関わる施策については、他省庁の地方機関とも相互協力を図り、連携してイベントを開催するなど、様々な関係者が連携するきっかけ作りを行うとともに、他省庁と共同でチームを作り、自治体等へ訪問、助言なども行っています。



関東省庁間
ネットワーク
連絡会

2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進してきました。

2040年に向けて、85歳以上の人口が増加していく中、利用者への切れ目ないサービス提供や地域づくりを推進していくことが必要です。そのためには、保険者である市区町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムを作り上げていくことが引き続き求められています。関東信越厚生局は、管内の都県・市区町村の取り組みを支援しバックアップしていきます。





医師、歯科医師臨床研修の実施体制の確保に向けた調整や補助金の交付を行うとともに、医療機関における医療安全の普及・啓発、再生医療等の安全性の確保、臨床研究に対する信頼の確保、医療観察法における継続的かつ適切な医療の提供体制の確保、看護師の特定行為研修の実施体制の確保等に関する業務を実施しています。

●臨床研修実施体制の確保

臨床研修^(注)体制の質・量の確保に向けた、以下の業務を行っています。

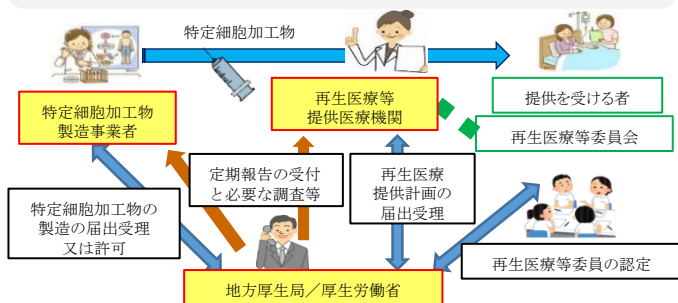
- ① 臨床研修施設の新規指定に係る審査（歯科のみ）
- ② 臨床研修プログラムの変更申請に係る審査（歯科のみ）
- ③ 臨床研修施設の実地調査
- ④ 臨床研修費等補助金の交付申請に係る審査（内科のみ）
- ⑤ 臨床研修修了に伴う医籍登録申請の受理・審査

(注) 臨床研修とは、医師・歯科医師の国家試験合格者が、基本的な診療能力の修得を目的として行う研修制度。

●再生医療等の安全性の確保

他の地方厚生（支）局や（独）医薬品医療機器総合機構と協力しながら、主に以下の業務を行っています。

- ① 再生医療等提供計画の届出受理
- ② 特定細胞加工物の製造の届出受理又は許可
- ③ 再生医療等委員会の認定
- ④ 定期報告の受付と必要な調査等



●特定行為研修制度の実施体制の確保

一定の要件を備えた大学や病院など特定行為研修^(注)に係る指定研修機関の事前審査や研修修了者の報告受理など、実施体制に関する以下の業務を行っています。

- ① 新規指定研修機関の指定に係る研修計画や施設等に関する審査及び指導
- ② 研修計画、研修体制等に関する実地調査及び指導
- ③ 研修内容の変更に係る届出や申請の審査及び指導
- ④ 指定研修機関に関する年次報告書の確認及び指導
- ⑤ 特定行為研修を修了した看護師に関する報告書の確認及び指導
- ⑥ 指定研修機関や受講する看護師からの相談対応

(注) 特定行為研修とは、手順書により一定の診療補助を行う看護師を養成するための研修。

●地域医療構想の推進・災害医療・医師の偏在対策

地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を行っています。

●医療安全の普及・啓発

医療安全の普及・啓発のため、当厚生局管内の医療関係者を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的としたセミナーを開催しています。

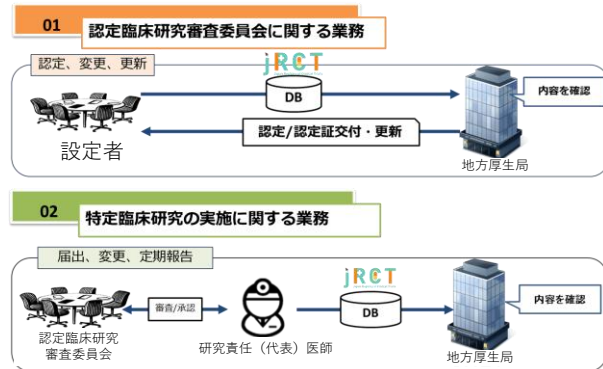


医療安全セミナーの様子

●臨床研究法

特定臨床研究^(注)を実施する者から提出された実施計画の受理や臨床研究審査委員会の認定などを行っています。

(注) 特定臨床研究とは、医薬品医療機器等法における未承認・適応外の医薬品等の臨床研究及び製薬企業等から資金提供を受けて実施される当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究。



●医療観察法

心神喪失等の状態で重大な他害行為^(注)を行った者に対し、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、社会復帰を促進することを目的として、指定医療機関による継続的かつ適切な医療の提供体制の確保を行っています。当厚生局では、医療機関の指定、指定医療機関の指導等を行っています。

(注) 重大な他害行為とは、
①殺人、②放火、③強盗、④強制性交等、⑤強制わいせつ、⑥傷害
※①～⑤は未遂を含む。

●地域の皆様が安心して暮らすために●

担当：健康福祉課



地域の皆様が安心して暮らすために、適切な健康福祉サービスが提供されるよう、健康福祉関係の補助金・負担金の交付や生活保護法等に基づく指導監査による助言等を行うなど、地域の生活環境や社会福祉基盤の整備に取り組んでいます。また、医療・健康・福祉従事者養成施設の指定及び指導等を行っており、各分野の良質な人材確保を支える役割を担っています。

●健康福祉関係補助金等の交付事務

健康福祉関係の補助金（保育所などの社会福祉施設や精神科病院などの保健衛生施設に対する施設整備費補助など）及び負担金（児童扶養手当の支給に要する経費の負担など）等を通じて、適切な健康福祉サービスが提供されるよう、地方自治体への支援等を行っています。

なお、令和5年4月からは、こども家庭庁からの委任により、子ども・子育て支援に関する交付金（幼稚園、保育所、認定こども園等の利用に係る費用）等の交付業務も行っています。

また、大規模災害により、管内の社会福祉施設・保健衛生施設で被害が生じた場合、災害復旧事業による災害査定を行っています。



災害査定の現地調査の様子

●生活保護法等に基づく指導監査等の業務

生活保護法及び児童扶養手当法等に基づき、管内の都県・指定都市・中核市等において適切な公的扶助・社会福祉サービスが提供されるよう、助言等を行っています。

●医療・健康・福祉従事者養成施設に対する指導監督の業務

医療・健康・福祉分野に従事する良質な人材を確保するため、法令等により従事者の資格要件や養成施設の指定基準等が定められています。

このため、適正な運営の確保を目的として、所管の養成施設の指定申請等について適合審査を行うとともに、養成施設における関係法令等の遵守状況について調査及び指導監督を行っています。

所管する養成施設等

- あん摩マッサージ指匠師養成施設
- 栄養士養成施設
- 社会福祉士学校
- 福祉系高等学校
- 精神保健福祉士養成施設
- あん摩マッサージ指匠師・はり師・きゅう師養成施設
- 管理栄養士養成施設
- 介護福祉士学校
- 介護福祉士実務者学校

●医療・介護福祉・食品分野等にかかる経営力向上計画の認定事務

中小企業・小規模事業者等において、経営力向上のための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した「経営力向上計画」を申請し、国が認定した場合、税制や金融の支援等を受けることができます。

このため、厚生労働省が所管する事業（医療・介護福祉・食品分野等）を実施する中小企業・小規模事業者等の申請について、法令等に基づく審査を行い、経営力向上計画の認定を行っています。

●医薬品・医療機器等の安全の確保のために●

担当：薬事監視指導課



輸入通関時における未承認医薬品・医療機器等及び毒劇物の輸入監視並びに厚生労働大臣が指定する医薬品・再生医療等製品の製造業の許可を行っています。

●医薬品・医療機器等の輸入監視

医薬品等の輸入に当たり、無許可、無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防止するため、医薬品等を輸入しようとする者に対しては、「医薬品等輸入確認要領」及び「毒劇物輸入確認要領」に基づく指定の書類の提出が求められています。

当厚生局は、未承認等の品目を輸入しようとする際に提出される輸入確認申請書について内容の確認を行い、「輸入確認証」を発給しています。

（担当する範囲）

函館・東京・横浜税関で通関されるもの

●医薬品・再生医療等製品製造業の許可

「医薬品医療機器等法」に基づき、医薬品等の製造等を行う場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を取得する必要があります。

当厚生局では、これらの申請のうち厚生労働大臣が指定する医薬品及び再生医療等製品に関して、所定の許可要件を満たしているかの審査を行っています。



食の安全と安心を確保する役割を担っています。

●食品等の輸出促進の対策 (注1)

当厚生局では、HACCP (注2) に基づく衛生管理を行っている輸出食肉施設、輸出水産食品施設等の査察による指導及び監督を実施しています。このほか、輸出水産食品の衛生証明書の発行を行っています。

(注1) 政府の推進する食品等の輸出促進の取組

「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」により、農林水産省に「農林水産物・食品輸出本部」が設置されました。当本部において、食品の輸出に関する基本的施策の企画・立案、関係行政機関（厚生労働省、財務省、外務省等）の事務調整を行うことにより、政府一体となった輸出の促進を図っています。

(注2) HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは

事業者自らが、食中毒菌汚染等の危害要因をあらかじめ把握 (Hazard Analysis) した上で、原材入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程 (Critical Control Point) を管理し、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。



海外査察対応の様子



●登録検査機関の監督等

当厚生局では、食品等の製品検査を行う登録検査機関の登録業務の他に、定期的に立入調査を行い、検査機関が実施した検査について信頼性の確保がなされているかを監督・指導を行っています。

●食品の安全確保に関する

リスクコミュニケーションの開催

当厚生局では、地方自治体と協力しながらリスクコミュニケーション (注) に取り組んでいます。

(注) 消費者、事業者、行政担当者等の関係者間でリスクに関する情報や意見を交換する取組のことです。

●広域食中毒の防止等

当厚生局では、広域食中毒発生防止のために、地方自治体との連携及び協力の場（広域連携協議会）を設置し、広域的な食中毒事案の対応等に努めています。



食中毒疫学研修会の様子

●健康保険制度・企業年金制度等の健全な運営のために●

担当：保険課



企業年金課



健康保険組合、企業年金等の健全かつ円滑な運営に取り組んでいます。

●健康保険組合等に関する業務 (担当：保険課)

保険給付の適正化及び財政の健全化を図るため、健康保険組合に対しては指導監督を、全国健康保険協会支部に対しては立入検査を行っています。

また、健康保険組合の規約変更の認可のほか、健康保険組合の設立・合併・解散等の事務指導、公法人・印鑑証明書の交付等を行っています。



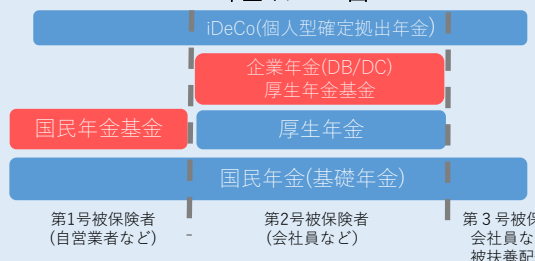
事務講習会の様子

●企業年金、個人年金に関する業務 (担当：企業年金課)

確定給付企業年金 (DB)、企業型確定拠出年金 (DC) の規約承認・認可、指導監督等を行っています。

また、厚生年金基金、国民年金基金からの規約変更認可申請書等の受理・認可、厚生労働大臣への提出書類の経由のほか、指導・監督などの業務を行っています。

年金イメージ図



担当：年金指導課



年金調整課



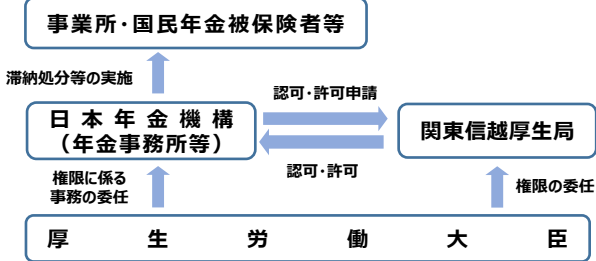
年金審査課・年金審査分室



●日本年金機構が行う事務の認可 (担当：年金指導課)

日本年金機構が厚生年金保険法等に定められた公権力を行使する場合の事前認可を行っています。

- ・日本年金機構が行う滞納処分、立入検査等の認可
- ・日本年金機構の理事長が任命する徴収・収納職員の認可
- ・厚生年金保険料等の納付の猶予の許可



●市区町村が申請する国民年金事務に関する交付金の審査等 (担当：年金調整課)

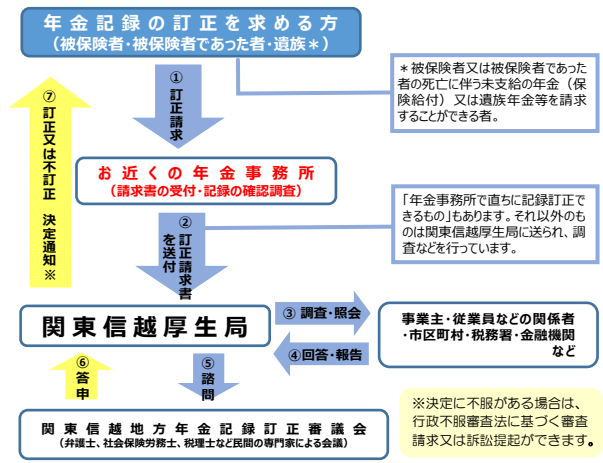
国は一定の基準に基づき、市区町村が行う国民年金に関する事務に必要な費用を「国民年金等事務取扱交付金」として市区町村に交付しています。市区町村から提出される「国民年金等事務取扱交付金」にかかる申請書等の内容審査、とりまとめ、厚生労働省（年金局）への報告や決算にかかる内容審査・実地審査を行っています。このほかにも、日本年金機構から推薦のあった年金委員の委嘱や学生納付特例事務法人の指定並びに社会保険労務士に関することなど幅広い業務を担当しています。

●年金記録の訂正請求

(担当：年金審査課・年金審査分室)

年金記録が事実と異なると思われる方が申し立てた年金記録の訂正請求について、その内容を十分に汲み取り、関係法人や行政機関に対する調査や資料収集を行います。その後、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）による会議（関東信越地方年金記録訂正審議会）の答申を経て、年金記録の訂正又は不訂正の決定を行っています。

《年金記録の訂正請求の流れ》



●被保険者等（審査請求人）の権利・利益の救済を図るために●

担当：社会保険審査事務室



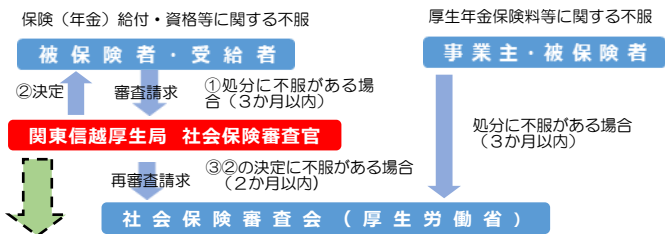
健康保険や厚生年金保険、国民年金等の加入資格や保険（年金）給付の決定に関する審査請求に係る業務を担当する社会保険審査官が設置され、審理等を行い、容認あるいは棄却の決定を行っています。

●年金給付等の審査請求への対応

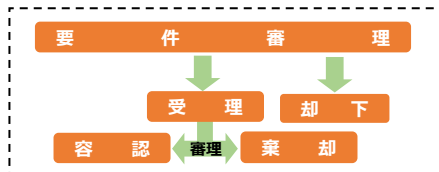
社会保険審査官は、通常の裁判制度によらず、簡易迅速な被保険者等の権利・利益の保護を目的に、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法及び石炭鉱業年金基金法並びに国民年金法に規定された資格や保険（年金）給付に関する審査請求（注）を担当しています。

（注）審査請求とは、被保険者や被保険者であった者等が保険者（日本年金機構、全国健康保険協会、健康保険組合、厚生年金基金等）に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な処分（決定）を行っていないと思われる時に社会保険審査官に対し行うものです。

《審査請求の流れ》



《社会保険審査官における受付後の流れ》



※ ②の決定に不服がある場合、③の再審査請求を経なくても裁判所へ出訴が可能。